

# 鳥取市民会館 減免制度について

■ 令和3年4月1日より、鳥取市民会館の減免制度が新しくなりました！

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	年1回に限り平日に行う 練習・準備・本番 のいずれか	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	100%
	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
本番	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%	
◆ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき ◆ 障がい者、要介護者が利用するとき	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 一般が主催する行事で1階席のみ（355席） 利用するとき（1ヶ月以内の練習又は準備を含む）	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>若手アーティスト支援事業</b> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> <b>NEW</b> </div> ◆ 39歳以下の鳥取市芸術家バンク登録者が、その登録内容で利用するとき ※ 出演者の過半数が39歳以下であること	練習・準備	施設利用料	75%
	設備器具利用料 冷暖房利用料	50%	
◆ 子ども・若者を対象とした文化芸術公演 ※ 公演の対象年齢は0歳から39歳までとする	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき  ・ 鳥取市文化団体協議会 ・ 福部町文化協会 ・ 河原町文化協会 ・ 用瀬町文化団体協議会 ・ 佐治町文化協会 ・ 気高町文化協会 ・ 鹿野町文化団体連絡協議会 ・ 青谷町文化協議会	本番を含む30日以内に 利用する団体の練習・準備	施設利用料	75%
		冷暖房利用料	50%
	上記以外の練習・準備	冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料 冷暖房利用料	
大ホール以外の施設	施設利用料 冷暖房利用料		

